

大阪市告示第593号

消防法（昭和23年法律第186号）第16条の6第1項の規定により命令を行ったので、同条第2項の規定において準用する同法第11条の5第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年4月23日

大阪市長 横山英幸

1 貯蔵所等の場所

大阪市東住吉区桑津1丁目28番4号

2 貯蔵所等の名称

オザワ工業株式会社

3 命令を受けた者の氏名

オザワ工業株式会社 代表取締役 大滝 圭一

4 命令事項

即時に、上記場所に許可を受けずに貯蔵している危険物第四類第一石油類（非水溶性）2,782リットル、同類第一石油類（水溶性）4,467リットル、同類アルコール類910キログラム、同類第二石油類（非水溶性）2,443リットル及び同類第二石油類（水溶性）204リットルを除去すること。

5 命令年月日

令和6年4月10日

（消防局予防部予防課）